

証券コード 304A

2026年5月13日

(電子提供措置の開始日 2026年5月1日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

**フォルシア株式会社**

代表取締役  
社 長 屋 代 浩 子

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第25期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.forcia.com/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名「フォルシア」又は証券コード「304A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年5月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年5月28日（木曜日）午後1時00分  
（受付開始 午後0時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号  
NEWoMan Shinjuku 5階「LUMINEO（ルミネゼロ）」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第25期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告  
及び計算書類の内容報告の件  
決議事項 案 取締役5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させて頂きます。
  - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

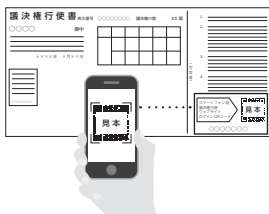


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

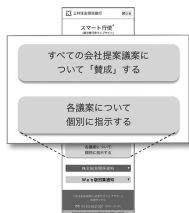
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00 ~ 21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 取締役5名選任の件

現任の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の経営体制見直しの一環として、意思決定の迅速化及び監督機能の強化の観点から取締役1名を減員し、取締役4名の再任及び新たに社外取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、現任の山田尚紀氏及び三坂紀氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任するため、再任の提案はいたしません。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	屋代 浩子 やしろう ひろこ	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）	再任
2	屋代 哲郎 やしろう てつろう	代表取締役 最高執行責任者（COO）	再任
3	大西 孝明 おおにし たかあき	取締役 事業推進担当	再任
4	稲岡 研士 いなおか けんじ	社外取締役	再任 社外 独立
5	北上 真一 きたがみ しんいち	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やしほ ひろこ 屋代 浩子 (1965年3月31日生)	1988年4月 野村證券株式会社入社 1993年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券 株式会社) 入社 2001年3月 当社設立、代表取締役社長 2018年6月 株式会社セゾン情報システムズ (現 株式会社セゾンテクノロジー) 社外取締役 2026年3月 代表取締役社長 最高経営責任者 (CEO) (現)	404,900株
<b>取締役候補者とした理由</b> 屋代浩子氏は、創業以来、代表取締役として当社の経営を指揮してまいりました。そのリーダーシップは当社の企業価値向上に向けた最高経営責任者として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。			
2	やしほ てつろう 屋代 哲郎 (1965年2月19日生)	1987年4月 野村證券株式会社入社 1994年9月 モルガン・スタンレー証券会社 (現モルガン・スタンレーMUF 証券株式会社) 入社 2001年8月 当社入社 2001年12月 代表取締役COO 2026年3月 代表取締役 最高執行責任者 (COO) (現)	406,700株
<b>取締役候補者とした理由</b> 屋代哲郎氏は、2001年12月以来、共同代表として当社事業を牽引し、当社の持続的成長に貢献してまいりました。その実績と経験は当社の企業価値向上に向けた最高執行責任者として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おおにし たか あき 大西 孝明 (1973年1月29日生)	1996年4月 日本通運株式会社入社 2001年5月 株式会社JTB情報システム (現I&Jデジタルイノベーション株式会社)入社 2002年5月 株式会社ジェイティービー(現株式会社JTB)入社 2011年2月 当社入社 2014年1月 営業部長 2018年3月 営業本部長 2018年5月 取締役営業本部長 2020年3月 取締役営業統括 2026年3月 取締役 事業推進担当(現)	8,475株
<b>取締役候補者とした理由</b> 大西孝明氏は、事業推進担当取締役としてデジタルビジネスプラットフォーム事業の業務執行を統括し、当該事業の成長を牽引しております。当社のさらなる企業価値向上に向けた事業責任者として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。			
4	いな おか けん じ 稲岡 研士 (1956年8月9日生)	1979年4月 全日本空輸株式会社 入社 2009年4月 同社執行役員名古屋支店長 2011年6月 同社上席執行役員営業本部副本部長 兼 ANAセールス株式会社代表取締役社長 2012年4月 同社上席執行役員 兼 ANAセールス株式会社代表取締役社長 2013年6月 空港施設株式会社代表取締役副社長 2016年7月 株式会社ANA総合研究所取締役副社長 2020年12月 当社取締役就任(現) 2021年4月 株式会社ANA総合研究所常勤顧問 2021年4月 (一社)地域創生インバウンド協議会代表理事 2023年5月より共同代表理事(現) 2023年4月 株式会社SHONAI顧問(現) 2023年12月 株式会社メディアリズム 顧問	305株
<b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</b> 稲岡研士氏は、ANAグループの要職を歴任した豊富な経験と旅行・観光業界における幅広い知見を有しており、2020年より当社の社外取締役として当社経営への監督・助言に貢献いただいております。引き続き、当社の企業価値向上に向けた有益な助言及び意見をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。また、本総会終結の時をもって、同氏の当社の社外取締役在任期間は5年5か月となります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
5	きた がみ しん いち <b>北 上 真 一</b> (1957年10月20日生)	1981年4月 株式会社日本交通公社（現 株式会社JTB）入社 2006年4月 株式会社i.JTB 代表取締役社長 2008年10月 株式会社JTB情報システム（現I & Jデジタルイノベーション株式会社）代表取締役副社長 2011年2月 株式会社JTBビジネスイノベーターズ代表取締役常務 2018年4月 静岡県立大学経営情報学部 特任教授 兼 大学院経営情報イノベーション研究科特任教授 2023年4月 静岡県立大学経営情報学部 客員教授（現） 2023年4月 株式会社アピリッツ 社外取締役就任（現）	一株
<b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</b> 北上真一氏は、JTBグループにおける豊富な経験とインターネットビジネスにおける豊富な知見及び観光学・IT経営に関する専門的な知見を有しております。当社の事業成長に向けた有益な助言及び意見をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年2月28日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者大西孝明氏、稲岡研士氏の所有する当社株式は、フォルシア役員持株会を通じての保有分であります。なお、現在のフォルシア役員持株会による取得株式数は、確認ができないため、当事業年度末現在の実質所有株式数を記載しております。
3. 稲岡研士氏及び北上真一氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、稲岡研士氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案において稲岡研士氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、北上真一氏についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、新たに独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は稲岡研士氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告4. 会社役員に関する事項(2)の内容の概要のとおりであります。また、北上真一氏の選任が承認された場合についても、同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、屋代浩子氏、屋代哲郎氏、大西孝明氏及び稲岡研士氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。当該候補者の再任が承認された場合、当社は当該候補者との間の補償契約を継続する予定であります。なお、当該契約の内容の概要等は、事業報告4. 会社役員に関する事項(3)をご参照ください。また、北上真一氏の選任が承認された場合についても、同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険の内容の概要は事業報告4. 会社役員に関する事項(4)をご参照ください。

以 上

# 第25期 事業報告

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年3月1日～2026年2月28日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いているものの、国際情勢の不透明感や原材料価格の高止まり、為替変動などの影響もあり、先行きについては引き続き慎重な見方が広がる状況となりました。また、生成AIをはじめとするデジタル技術の実装が一層進展する中、業務効率化・高度化を目的としたデジタル投資の需要は引き続き高水準で推移しております。

当社が主にサービスを提供する旅行・観光業界においては、訪日外国人旅行者数（インバウンド）が過去最高水準で推移するなど、引き続き高い需要が維持されております。一方で、政治・外交要因等の影響により訪日需要に変動が見られるなど、市場構造に変化の兆しも見られております。また、国内旅行については、物価上昇等の影響もあり旅行需要は概ね横ばいで推移しております。主要顧客である国内大手旅行会社においては、需要構造の変化に対応した収益構造の見直しやデジタル投資、販売チャネルの高度化に向けた取り組みが進展しております。

こうした事業環境のもと、当社は独自の検索技術基盤「Spook」を軸としたソリューション型サービスと、旅行・観光業界向け商品販売プラットフォーム「webコネクト」を軸としたSaaS型サービスの二軸で事業を展開しております。両サービスはいずれも「初期開発収益」と「月額収益」で構成され、初期開発収益はプロジェクトの受注状況や進捗に応じて変動する一方、月額収益は導入顧客数の増加に比例して安定的に積み上がる収益構造となっております。なお、当社はデジタルビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度においては、主要顧客における基幹システム刷新や新サービス構築に係るプロジェクトが順調に進行し、開発フェーズの進捗に応じた初期開発収益の計上や、サービスイン後の月額収益の積み上がりなど、事業自体は堅調に推移いたしました。また、当事業年度中において受注時期が後ろ倒しとなっていた新規大型案件につきましても、第4四半期中に設計・開発フェーズの受注及び契約締結が完了しており、プロジェクトは計画どおり進行しております。

当社では、当事業年度末時点において通期業績見通しで想定する売上を達成する水準での決算数値の取りまとめを行いました。その後の監査の過程で収益認識に関する要件の適用について改めて監査法人と協議を行った結果、当事業年度における一部大型案件の進捗に応じた売上につき、翌事業年度に顧客が検収した時

点で計上することが適切であるとの結論に至りました。

上記の影響により、2026年2月期の売上高につきましては、期初の業績予想を下回る結果となりました。なお、当該案件は当事業年度中に受注及び契約締結が完了しており、案件自体の進捗に変更はありません。

利益面につきましては、当該大型案件の開発着手を見据えて期中より開発体制の拡充を進めていたことに加え、プロダクトの品質向上や中期的な収益基盤の拡大に向けた新機能開発等の先行的な取り組みを継続的に進めていたことが、売上原価を押し上げる主な要因となりました。これらの費用は、本事業年度の売上計上と対応する形で回収することを見込んでおりましたが、前述のとおり売上の計上が翌事業年度に行われることとなったため、当事業年度の利益減少として表れる構造となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は2,197百万円（前年同期比4.9%減）、営業利益は71百万円（同66.8%減）、経常利益は74百万円（同62.5%減）、当期純利益は48百万円（同63.0%減）となりました。

#### 事業の売上高

事業の名称	売上高
デジタルビジネスプラットフォーム事業	2,197,552 <sup>千円</sup>

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は122,953千円であり、主要内容はソフトウェアの製作によるものであります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社では、商材の供給事業者（サプライヤー）と販売事業者（セラー）の間に位置し、ビジネスに必要なデータを包括的に取り扱うマーケットプレイスのシステム基盤を提供する「データ流通のビジネスハブ」となることを経営戦略としております。かかる戦略の完遂に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

① 顧客基盤の拡大と収益モデルの高度化

当社がデータ流通のビジネスハブとして持続的な成長を実現するためには、サプライヤー及びセラー双方の取り込みを進め、顧客基盤の拡大と取引の活性化を図るとともに、特定のエンタープライズ顧客への依存度の低減を進めていくことが重要な課題であると認識しております。

過年度においては、webコネクトを通じて利用可能な決済手段の拡充や電子クーポン機能の提供等により、供給側・販売側双方にとっての接続価値を高め、新規事業者の参入促進と既存事業者の取引活性化を進めてまいりました。

今後は、参加事業者数の拡大に加え、流通量の増加を伴うネットワーク効果の発現を重視するとともに、流通量の拡大が収益拡大に直結するテイクレート型のビジネスモデルの導入・高度化を進めることで、持続的な成長基盤の構築を図ってまいります。

② 事業構造の変化に対応した収益管理の強化

当社が持続的な成長を実現するためには、事業構造の変化に対応した収益管理の高度化が重要な課題であると認識しております。

従来から進めてきたソリューション提供型のビジネスに加え、SaaS型及びプラットフォーム型のビジネスの拡大を進める中で、プロジェクト及びプロダクトごとの採算性の可視化と管理精度の向上が求められております。また、プロダクト開発に係る先行投資については、適切な回収計画の策定及び進捗管理を行うことが重要となっております。

今後導入を予定している従量課金型のビジネスモデルの拡大も見据え、収益構造の多様化に対応した管理体制を整備するとともに、収益性の向上と安定的な収益基盤の確立を図ってまいります。

③ プロダクトの拡充及びプラットフォーム基盤の高度化

当社は、これまでの検索領域における技術的な強みを基盤としつつ、データ流通基盤としての価値をさらに高めるため、すでに展開を進めている新たな事業領域において、プロダクトの拡充及びプラットフォーム基盤の高度化を図ることが重要な課題であると認識しております。

過年度においては、これまでの検索技術を中核としつつ、予約・販売管理、電子クーポン、外部決済サービスとの連携等の周辺機能を拡充し、顧客の業務全体を支えるプロダクトの提供を進めてまいりました。これにより、当社サービスは単なる検索機能の提供にとどまらず、業務基盤としての役割を担う段階へと進展しております。

今後は、これらの機能を一体的なプロダクト提供ラインとして整理し、体系化を図るとともに、共通機能の整備やデータ構造の標準化を進めることで、再利用性の高いプロダクト基盤の構築を推進してまいります。

併せて、アーキテクチャの高度化を通じてサービス提供基盤の拡張性及び柔軟性を高め、業界全体の業務効率の向上と利用者の利便性向上を両立する統合型プラットフォームとしての価値を一層高めてまいります。

④ 安定的なサービス提供と開発生産性向上の両立

当社サービス提供先の拡大及び当社サービスを経由する商材の流通総量の増大にともない、システムの安定性・信頼性の確保と、効率のかつ持続的な開発・運用体制の構築が重要な課題であると認識しております。

特に、大型案件の増加やトラフィックの増大に対応する中で、システム負荷の増加を踏まえた処理能力の拡張及びパフォーマンスの維持・向上が求められており、安定的かつ拡張性の高いサービス提供を継続するための運用体制の高度化が必要となっております。

これまで、品質管理プロセスの整備・強化や監視体制の高度化を通じて、サービス品質の維持・向上を図るとともに、障害発生時の迅速な対応及び再発防止に取り組んでまいりました。今後は、情報セキュリティ対策の一層の強化に取り組み、外部からの不正アクセスや情報漏えい等のリスク低減に努めてまいります。

また、共通機能の活用や開発プロセスの標準化を通じて、再利用性の向上及び開発効率の改善を図るとともに、AI技術の活用等により開発スピードを飛躍的に高め、開発生産性の一層の向上を図ってまいります。

#### ⑤ 開発リソースの最適化と人材の確保・育成

持続的な事業成長とプロダクトの高度化を実現するためには、専門性の高い人材の確保・育成に加え、開発リソースの最適な配置が重要な課題であると認識しております。

過年度においては、エンジニア及びプロジェクトマネジメント人材の採用を強化するとともに、社内制度の整備を通じて自律的な成長と健全な競争環境の醸成に取り組んでまいりました。

今後は、社員の採用・育成に加え、外部の開発パートナーとの連携を含めたリソースの最適化を進め、内製と外部リソースを組み合わせた柔軟かつ高効率な開発体制を構築することで、大規模案件及びプロダクト開発の双方に対応可能な体制の強化を図ってまいります。

#### ⑥ 事業領域の拡大に向けたパートナーシップの強化

当社の事業領域の拡大及び新たな価値創出を実現するためには、外部企業との戦略的なパートナーシップの構築が重要な課題であると認識しております。

今後は、業務提携やアライアンスの推進に加え、必要に応じてM&A等も視野に入れながら、当社のプロダクト及びサービスの提供領域の拡張と競争力の強化を図ってまいります。これにより、顧客基盤の拡大及び新たな収益機会の創出を目指してまいります。

⑦ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

事業の成長にともない、経営の健全性及び透明性を確保するため、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると認識しております。

過年度においては、内部監査・経理部門への専門人材の配置に向けた取り組みを進めるとともに、監査役及び会計監査人との連携強化、社内規程の整備を推進してまいりました。加えて、顧客情報その他の重要情報を適切に管理するため、情報管理体制及び情報セキュリティに関する社内ルールを整備・運用にも取り組んでおります。

また、事業規模の拡大及び意思決定の高度化に対応するため、執行役員制度の導入及び組織体制の見直しを行い、執行機能と監督機能の役割分担の明確化を進めております。具体的には、従来の機能別組織から、事業推進（攻め）、経営戦略（中盤）、経営管理（守り）の各機能を明確に区分した体制へ移行することで、意思決定の迅速化と責任の所在の明確化を図っております。

今後も、内部統制の運用状況の継続的な検証及び改善を通じて、経営資源の適切な配分及びリスク管理の強化を推進し、上場企業として求められるガバナンス体制のさらなる高度化に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第22期	2023年度 第23期	2024年度 第24期	2025年度 (当期) 第25期
売 上 高	2,146,176千円	1,946,946千円	2,310,220千円	2,197,552千円
営 業 利 益	102,328千円	139,155千円	215,336千円	71,458千円
当 期 純 利 益	130,053千円	99,086千円	131,697千円	48,716千円
1株当たり当期純利益	130.05 円	99.09 円	126.72 円	39.55 円
総 資 産	1,511,233千円	1,626,440千円	2,191,637千円	2,154,410千円
純 資 産	1,335,018千円	1,434,105千円	1,939,161千円	1,987,878千円

(注) 当社は2024年8月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

- ・膨大・複雑なデータから必要な情報を的確に探し出す検索テクノロジーを基にしたシステム開発・サービス提供並びに、コンサルティング

(12) 主要な事業所 (2026年2月28日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区

(13) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
140名	+ 9名

(14) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,231,900株
- (3) 株 主 数 644名
- (4) 主 要 株 主 上位11名

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
屋 代 哲 郎	406,700 <sup>株</sup>	33.01 <sup>%</sup>
屋 代 浩 子	404,900	32.86
フ ォ ル シ ア 社 員 持 株 会	110,355	8.95
株 式 会 社 S B I 証 券	22,657	1.83
フ ォ ル シ ア 役 員 持 株 会	18,500	1.50
新 保 光 栄	15,900	1.29
Z E T A 株 式 会 社	12,400	1.00
山 田 尚 紀	12,000	0.97
谷 本 真 一	10,000	0.81
吉 村 龍 吾	10,000	0.81
大 久 保 勉	10,000	0.81

(注) 自己株式は保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
屋代浩子	代表取締役社長	
屋代哲郎	代表取締役COO	
山田尚紀	常務取締役 事業戦略統括	
三坂紀	取締役 コーポレート統括	
大西孝明	取締役 営業統括	
夏目伸彦	取締役 技術統括	
稲岡研士	取締役	一般社団法人地域創生インバウンド協議会 共同代表理事 株式会社SHONAI 顧問 株式会社メディリズム 顧問
谷本真一	常勤監査役	公認会計士（谷本真一公認会計士事務所） Vistra Japan株式会社 社外監査役
吉村龍吾	監査役	弁護士（賢誠総合法律事務所） プロメテック・ソフトウェア株式会社 社外監査役 株式会社Synspective 社外監査役 株式会社KINS 社外監査役
西村健	監査役	株式会社エーティーエス 顧問

- (注) 1. 取締役稲岡研士氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役吉村龍吾、西村健の両氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役稲岡研士氏、監査役吉村龍吾氏及び西村健氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役谷本真一氏は公認会計士として、監査役西村健氏は企業の経営者として豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役吉村龍吾氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 取締役夏目伸彦氏は2026年2月28日付をもって、辞任により退任いたしました。  
 7. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
稲岡研士	一般社団法人地域創生インバウンド協議会 共同代表理事 株式会社SHONAI 顧問	一般社団法人地域創生インバウンド協議会 共同代表理事 株式会社SHONAI 顧問 株式会社メディリズム 顧問	2026年3月31日

8. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執行役員	洲 卷 圭 介	経営戦略Division 経営企画室長
執行役員	宮 村 健 太 郎	事業統括Division 事業統括部長
執行役員	田 中 謙 次	事業推進Division 技術部長
執行役員	前 田 圭 一 郎	事業推進Division プロジェクト推進部長
執行役員	関 亜 希 子	経営管理Division 総合管理部長 兼 経理担当

9. 2026年3月1日付で執行役員の地位並びに担当の異動を行いました。当事業年度末日後に生じた取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	担 当
執行役員	洲 卷 圭 介	経営企画
執行役員	宮 村 健 太 郎	事業統括
執行役員	田 中 謙 次	プロダクト開発統括
執行役員	前 田 圭 一 郎	プロジェクト統括
執行役員	武 田 陽 一 郎	技術統括
執行役員	関 亜 希 子	コーポレート

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役稲岡研士、監査役谷本真一、社外監査役吉村龍吾及び社外監査役西村健の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「4. (1)取締役及び監査役の氏名等」に記載の取締役及び監査役との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしております。

- ・当社が損害を賠償するとすれば被補償者である取締役及び監査役（以下、「被補

償者」という。)が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損失のうち当該責任に係る部分

・被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより責任を負う場合には、損失の全部

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

保険料は全額当社が負担しておりますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

#### (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年1月17日、及び同年5月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、独立社外取締役による諮問を受けた上で、代表取締役間において議論のうえ当社の業績等必要な事項を勘案して決定されており、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものと判断しております。

#### 1. 基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益との連動を踏まえた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。当面は固定報酬としての基本報酬を支払うものとする。

2. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等又は非金銭報酬等のいずれでもない報酬等)に限り、以下「基本報酬」という。)の額又はその算定方法の決定に関する方針  
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と賞与から構成されるものとする。固定報酬は役位、職責、当社の業績(売上高・利益等)、従業員の給与水準等を勘案して決定するものとし、賞与は当社の業績及び各取締役の貢献度等を勘案して決定するものとする。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針  
業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。
4. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針  
非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。
5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
業績連動報酬等及び非金銭報酬等が存在しないため、報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとする。
6. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針  
上記2～4に記載のとおりとする。なお、業績連動報酬等又は非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等又は非金銭報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。
7. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針  
取締役の個人別の報酬額については、独立社外取締役による諮問を受けた上で、上記方針に基づき、代表取締役間の合議にて、個別の支給額を決定することとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2018年5月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（決議時点の取締役の員数は6名）と決議されております。

また、監査役の報酬限度額は2020年3月3日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内（決議時点の監査役の員数は2名）と決議されております。監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役の協議にて決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は前記「4.（5）①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の範囲内で、取締役の個人別の報酬の内容の決定を代表取締役社長屋代浩子・代表取締役COO屋代哲郎に委任しております。委任する権限の内容は、月例の固定報酬と賞与について、独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会で承認した総額の範囲内で、具体的な個人別の報酬等の額を決定するものであります。権限を委任した理由は、当社の中長期的な企業価値成長に対する各取締役の貢献度についての確に評価を行うには代表取締役2名の合議にて行うことが適切であると判断したためであります。委任した権限が適切に行使されることを確保するため、独立社外取締役の諮問を受けることとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	90,050 ( 4,050)	90,050 ( 4,050)	— (—)	— (—)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,150 ( 5,700)	12,150 ( 5,700)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 上記報酬等の額には、2025年5月16日開催の取締役会の決議により、取締役4名に付与した役員賞与22,000千円（報酬等としての額）を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先及び兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	稲 岡 研 士	一般社団法人地域創生インバウンド協議会 共同代表理事 株式会社SHONAI 顧問 株式会社メディリスム 顧問	特別の関係はありません。
社外監査役	吉 村 龍 吾	弁護士（賢誠総合法律事務所） プロメテック・ソフトウェア株式会社 社外監査役 株式会社Synspective 社外監査役 株式会社KINS 社外監査役	特別の関係はありません。
社外監査役	西 村 健	株式会社エーティーエス 顧問	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概況
社外取締役	稲 岡 研 士	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回すべてに出席し、企業における役員経験や豊富なビジネス経験に基づく発言を行い、期待する役割を果たしております。
社外監査役	吉 村 龍 吾	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会12回のうち12回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	西 村 健	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会12回のうち12回すべてに出席し、主に経営者としての視点より企業運営、財務会計、コンプライアンス等に関する意見を述べる等、監視、助言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,200 <sup>千円</sup>

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意する判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要がある判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021年5月19日に開催された取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) コンプライアンス基本規程を制定するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (イ) 当社の法務及びその他管理関係部署の担当者は、当社の役員、社員に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (ウ) 内部通報制度を設けることで、当社の社員が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応することを確保する。
- (エ) 反社会的勢力対策規程を制定するとともに、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないものとする。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の業務執行に係る情報について、法令及び取締役会規則、文書管理規程、情報管理規程、その他の社内規程に則り、適切に保存及び管理を行う。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (イ) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (ウ) 危機発生時には、緊急事態対応体制を取り、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- (ア) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
  - (イ) 取締役会規則、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - (ウ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- (ア) 取締役会は、年度計画を決議し、経理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (イ) 内部監査人は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - (ウ) 経営企画室を関係会社担当部署とし、関係会社管理規程に基づき関係会社の管理を行う。関係会社管理規程に記載する関係会社における重要な決定に関しては、関係会社は当社の承認を得る。
  - (エ) 子会社において損失の危険が発生する場合は、当社に対して速やかに報告を行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項
- (ア) 当社の監査役が企業規模、業務、経営上のリスクその他の会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助社員の確保を求めた場合、監査役の職務を補助するための社員として、少なくとも兼任者を1名以上設置する。
  - (イ) 補助社員は取締役又は取締役会が決定する。
- g. 補助社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助社員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 監査役は、前項の体制の整備のため、補助社員の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるように努める。
  - (イ) 補助社員の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権、補助社員に対する監査役の指揮命令権等について、監査役は取締役と協議し、取締役は補助社員の独立性についても十分留意するものとする。

- h. 当社及び子会社における当社監査役への報告に関する体制
- (ア) 監査役は、当社の取締役に対し、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査役に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう求める。
  - (イ) 内部通報制度を通じて、当社及び子会社の社員からの問題に関する報告を受ける体制を確保する。
- i. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報制度について、監査役は、重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、内部通報制度が企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならない。また、監査役は、内部通報制度から提供される情報を監査職務に活用するよう努める。
- j. 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (ア) 監査役は、職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
  - (イ) 監査役は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえ、予め予算を計上する。緊急又は臨時に支出した費用についても、その理由と内容を説明し、償還を受けることができる。
  - (ウ) 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求することができる。ただし、予め、発生する費用の概算について、代表取締役及び予算管理者に通知する。
  - (エ) 監査役は、その役割・責務に対する理解を深め、必要な知識の習得や更新のために、監査役協会等が主催する研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求することができる。
- k. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (イ) 監査役は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

1. 取締役会は、当事業年度において16回開催され、法令及び定款その他各種規程に基づき、経営に関する重要事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の業務執行について監督しています。
  2. 当事業年度においてコンプライアンス・リスク管理委員会を8回開催し、コンプライアンス、リスク管理上の課題について議論し、取締役会において報告しています。
  3. 外注関連の法令遵守、ハラスメント防止、反社会的勢力排除、労務管理等にかかる役員・社員向け研修を実施し、全役員・社員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。
  4. 内部通報制度について、コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長及び常勤監査役が窓口となり、社員からの通報を受け、対応を行う体制としております。なお、社外弁護士窓口も設けることで独立性の確保を図っています。
  5. 当社においては、「反社会的勢力対策規程」を制定のうえ、これを研修等により社内に周知しております。また、「反社会的勢力対策規程」に従って、株主、役員、社員、顧客取引先に対して反社チェックを実施し、問題がないことを確認しております。
  6. 内部監査部門は、内部統制システムの整備・運用状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じて代表取締役を通じて、被監査部門への改善指導を行っています。
  7. 監査役は、取締役会への出席、代表取締役との意見交換、取締役等に対するヒアリングを実施し、経営の状況や課題、コンプライアンスやリスク管理等に関し意見交換を行っています。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧の他、内部監査部門と定期的に意見交換を行っており、また監査法人との連携も行っています。
  8. 法令の制定・改正、経営上のリスクの変化等に応じて社内規程を改定しています。
- (2) 株式会社の支配に関する基本方針  
該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状況等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

ただし、当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実を図り、さらなる成長に向けた事業の拡充や組織体制への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながると考え、現状は配当を実施しておりません。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

当事業年度は、事業の拡大に向け、投資を継続するべきと判断したことから剰余金の配当は実施しておりません。内部留保資金につきましては、今後の事業拡大を図るため、有効に活用していく方針であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,733,856</b>	<b>流動負債</b>	<b>166,532</b>
現金及び預金	1,287,720	買掛金	51,508
売掛金	189,369	未払金	73,413
契約資産	163,165	契約負債	1,760
仕掛品	42,617	預り金	26,314
前払費用	45,089	その他	13,534
その他	5,894		
<b>固定資産</b>	<b>420,554</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>34,959</b>		
建物	44,599	<b>負債合計</b>	<b>166,532</b>
工具、器具及び備品	68,748	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	3,192	<b>株主資本</b>	<b>1,987,878</b>
減価償却累計額	△81,579	<b>資本金</b>	<b>236,679</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>254,978</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>236,679</b>
ソフトウェア	188,289	資本準備金	236,679
ソフトウェア仮勘定	66,688	<b>利益剰余金</b>	<b>1,514,519</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>130,616</b>	その他利益剰余金	1,514,519
敷金	105,975	繰越利益剰余金	1,514,519
繰延税金資産	22,763		
従業員に対する長期貸付金	1,000		
長期前払費用	867		
その他	10	<b>純資産合計</b>	<b>1,987,878</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,154,410</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,154,410</b>

# 損 益 計 算 書

(2025年 3 月 1 日から  
2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,197,552
売 上 原 価		1,135,238
売 上 総 利 益		1,062,313
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		990,855
営 業 利 益		71,458
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,546	
固 定 資 産 受 贈 益	330	
そ の 他	81	2,957
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	1
経 常 利 益		74,414
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		74,414
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,211	
法 人 税 等 調 整 額	5,487	25,698
当 期 純 利 益		48,716

独立監査人の監査報告書

2026年4月23日

フォルシア株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 永 井 公 人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 前 田 啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォルシア株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月24日

フォルシア株式会社 監査役会  
常勤監査役 谷本 真 一 ㊟  
監査役（社外監査役） 吉村 龍 吾 ㊟  
監査役（社外監査役） 西村 健 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号

NEWoMan Shinjuku 5階 「LUMINE 0 (ルミネゼロ)」

TEL 03-3352-1146



交通 JR新宿駅新南エリア直結

ーミライナタワー改札を出て左折、エレベーターにて5階へ

ー又は、サザンテラス改札を出て正面左手にあるエレベーターにて5階へ

都営新宿線・都営大江戸線・京王新線新宿駅より

徒歩約5分

東京メトロ副都心線新宿三丁目駅より

徒歩約3分

**UD** FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。